H29.7.5 推進委員会①
資料２

いばらき高齢者プラン21　第７期　策定の進め方について

１　策定の基本的な考え方

（１）計画の名称
いばらき高齢者プラン21　第７期

（２）計画策定の趣旨
高齢化が急速に進展する中にあって，「明るく活力ある超高齢社会」を構築するとともに，「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」の確立を目指し，現行の「いばらき高齢者プラン 21　第６期」を的確に見直し，本県が目指すべき基本的な政策目標と施策展開の方向を明らかにすべく策定する。

（３）位置づけ
「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）を見据え，高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう，今後の「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた施策展開を図る高齢者プラン

（４）基本方針

○国の基本指針に基づき策定
基本的な部分については，今後，国から示される「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に沿って策定する。

○本県の高齢化等の特徴を踏まえた，特色ある施策を盛り込む
茨城型地域包括ケアシステム，シルバーリハビリ体操　等

○他の計画との調和
茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン」の部門別計画として，各種計画（保健医療計画，地域福祉支援計画，健康いばらき 21 プラン等）と調和を保つ。

○高齢者福祉圏の設定
高齢者福祉・介護サービスの提供を効率的かつ合理的に推進するために，市町村域を超えた広域的な観点から調整を図るため「高齢者福祉圏」を設定する。
設定に当たっては，今年度策定予定の県保健医療計画（第７次）における第二次保健医療圏と整合性を確保する。

（５）策定の根拠
・老人福祉法第 20 条の９第１項の規定による「茨城県高齢者福祉計画」
・介護保険法第 118 条第１項の規定による「茨城県介護保険事業支援計画」

（６）計画期間
平成 30 年度から平成 32 年度までの３年間

（７）策定時期
平成 30 年３月（予定）

２　策定のための組織体制

（１）いばらき高齢者プラン 21 推進委員会

・委員構成：学識経験者，保健・医療・福祉関係団体の代表者，保険者（市町村），被保険者等 26 名

・開催回数：年４回開催予定　※「３　策定スケジュール（予定）」を参照

（２）庁内体制

○　茨城県高齢化対策推進本部を活用し，本部会議，幹事会，専門部会において，原案の作成や庁内合意形成を図る。

・高齢化対策推進本部：本部長（知事）
（H26 の開催実績／H27.3.23 庁議）

・幹　事　会：代表幹事（保健福祉部長），関係課長，各部企画監等が構成員
年２回開催予定
（H26 の開催実績／第１回：H26.8.29，第２回：H27.2.18）

・専 門 部 会：関係課　課長補佐等が構成員
年４回開催予定
（H26 の開催実績／第１回：H26.6.19，第２回：H26.8.21，第３回：H26.10.17）

（３）その他

・市町村意見の聴取（介護サービス見込量等），パブリックコメントの実施

３　策定スケジュール（予定）※日程等は，今後，変動する可能性があります。

年月	時間・場所（案）	内容
H29 年 ５月		推進委員会の設置（委員委嘱等）
７月５日 （水）	**13:30～15:30 （水戸市内／県開発公社ビル）**	**第１回推進委員会（委員長，副委員長の選任，６期の点検・評価，７期プランの基本的な考え方等）**
９月 27 日 （水）	**13:30～15:30 （水戸市内／県開発公社ビル）**	**第２回推進委員会（プラン素案検討）**
11 月 29 日 （水）	**13:30～15:30 （水戸市内／県庁 11 階会議室）**	**第３回推進委員会（プラン原案検討，介護サービス見込み量等報告）**
12 月 ～１月		パブリックコメントの実施
H30 年 １月		プラン原案修正
２月７日 （水）	**13:30～15:30 （水戸市内／県庁 11 階会議室）**	**第４回推進委員会（最終原案報告）**
３月		高齢化対策推進本部決定（庁議）
４月１日		計画施行